

## 「電気通信事業政策部会決定の廃止制定」について

令和 5 年 8 月 29 日  
情報通信審議会事務局

○電気通信事業政策部会における委員会の設置（案）

令和※年※月※日

情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第※号

本審議会の所掌事務のうち本部会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十一條第十二項の規定により、本部会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称及び所掌

1 接続政策委員会

接続に係る制度の在り方に関する事項

2 ユニバーサルサービス政策委員会

ユニバーサルサービスの制度の在り方に関する事項

3 電気通信番号政策委員会

電気通信番号に係る制度の在り方に関する事項

4 電話網移行円滑化委員会

電話網移行円滑化のための政策の在り方に関する事項

5 通信政策特別委員会

市場環境の変化に対応した通信政策の在り方に関する事項

二 組織等

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもつて構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおこなうことができる。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させる」とができる。

2 その他委員会の運営に関する必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

附 則

1 情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第一号（平成二十年九月三十日）は、廃止する。

2 情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第一号（平成二十三年三月一日）は、廃止する。

3 情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第三号（平成二十六年十二月十六日）は、廃止する。

4 電気通信事業政策部会における委員会の設置（平成三十年九月十九日情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第四号）の一部を次のように改正する。

5 電気通信事業政策部会における委員会の設置（平成三十年九月十九日情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第四号）は、廃止する。

赤字傍線部分は、現行の部会決定（令和二年七月二十二日情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第五号）により改正された平成三十年九月十九日情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第四号）に追記する内容

○電気通信事業政策部会における委員会の設置

平成三十年九月十九日

情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第四号  
(令和二年七月一一日決定第五号一部改正)

本審議会の所掌事務のうち本部会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十一条第十二項の規定により、本部会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称及び所掌

1 接続政策委員会

接続に係る制度の在り方に関する事項

2 ユニバーサルサービス政策委員会

ユニークサービスの制度の在り方に関する事項

3 電気通信番号政策委員会

電気通信番号に係る制度の在り方に関する事項

4 電話網移行円滑化委員会

電話網移行円滑化のための政策の在り方に関する事項

二 組織等

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもつて構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおくることができる。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指

名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させる」とができる。

2 その他委員会の運営に関する必要な事項は、主査が委員会に諮り定める」ことができる。

附 則

1 情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第一号（平成二十年九月三十日）は、廃止する。

2 情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第二号（平成二十三年三月一日）は、廃止する。

3 情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第三号（平成二十六年十二月十六日）は、廃止する。

4 電気通信事業政策部会における委員会の設置（平成三十年九月十九日情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第四号）の一部を次のように改正する。